

平成 2 6 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 5 日 招 集
流 山 市

目 次

- 2 5 平成 2 6 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 6 平成 2 6 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 7 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 8 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 2 9 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 0 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 1 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 2 流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 3 3 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 4 流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 3 5 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 6 平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 7 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 8 市道路線の認定について

- 3 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 4 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 5 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 6 継続費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 7 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 8 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）

- 9 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道特別会計）
- 1 0 事故繰越し繰越計算書について（公共下水道特別会計）
- 1 1 繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 2 継続費繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 3 専決処分の報告について
- 1 4 専決処分の報告について

議案第 27 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 平成26年7月1日から3月間について、市長及び副市長の給料月額を減ずるためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成26年7月1日から3月間に限り、特別職の職員のうち、市長及び副市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から同条に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日をもって施行されたことに伴い、平成26年度以後の市民税、都市計画税及び軽自動車税の賦課について特に緊急を要したため、平成26年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例(昭和26年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第32条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第33条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第45条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第47条の2第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第49条の3中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第49条の5中「第10号の7」を「第10号の9」に、「又は受けていた」を「又は」に改める。

第74条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - a 乗用のもの
 - (a) 営業用 年額 6,900円
 - (b) 自家用 年額 10,800円
 - b 貨物用のもの
 - (a) 営業用 年額 3,800円
 - (b) 自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円
- (イ) その他のもの 年額 5,800円

第74条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第1条の2の3中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)」の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項まで)」を「財産(同法第40条第6項から第11項まで)」に改める。

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則第2条の2及び第2条の3を削る。

附則第3条の4中「附則第14条の7第1項」を「附則第14条の3第1項」に改める。

附則第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第5条の3の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割

合は2分の1とする。

附則第5条の3に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の4に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第11条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第74条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 4 条 第 2 号 ア	3 , 9 0 0 円	4 , 6 0 0 円
	6 , 9 0 0 円	8 , 2 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	1 2 , 9 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	4 , 5 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円

附則第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 2 6 年度」を「平成 2 9 年度」に改める。

附則第 1 6 条中「1 0 0 分の 1 2 . 3 」を「1 0 0 分の 9 . 7 」に、「1 0 0 分の 1 4 . 7 」を「1 0 0 分の 1 2 . 1 」に改める。

附則第 1 8 条第 1 項を次のように改める。

第 4 9 条の 2 の規定は、法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 1 2 号の固定資産について法附則第 4 1 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 4 9 条の 2 中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 4 1 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 1 8 条第 2 項を削る。

附則第 1 8 条の 2 中「附則第 4 1 条第 1 5 項各号」を「附則第 4 1 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 4 1 条第 1 5 項」を「附則第 4 1 条第 9 項」に改める。

附則第 1 9 条から第 2 0 条までを削る。

附則第 2 1 条を附則第 1 9 条とする。

(流山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 流山市税条例の一部を改正する条例 (平成 2 2 年流山市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 条の 3 の改正規定中「同法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 2 項に規定する上場株式等の取得をしたものと」を「株式等の取得をしたものと、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」に改める。

第 3 条 流山市税条例の一部を改正する条例 (平成 2 5 年流山市条例第

31号)の一部を次のように改正する。

附則第11条の3第3項の改正規定中「第1号、第3号及び第4号」を削る。

附則第14条第1項の改正規定中「一般株式等に」に」の次に「、「第32条及び第33条の3」を「第32条第1項及び第2項並びに第33条の3」に」を加え、同条第2項の改正規定中「第1号、第3号及び第4号」を削る。

附則第14条の2の改正規定中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第14条の7の4を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第18条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「(附則第14条の7の3第5項第3号の改正規定中「配当所得」を「利子所得の金額又は配当所得」に改める部分を除く。)」を加える。

附則第2条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中流山市税条例第33条の4及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中流山市税条例附則第1条の2の3及び第19条から第20条までを削る改正規定並びに附則第21条を附則第19条とする改正規定、第2条、次条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中流山市税条例第74条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の流山市税条例(以下「新条例」という。))附則第11条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 第 1 条中流山市税条例第 2 2 条、第 4 5 条第 2 項、第 4 7 条の 2 第 1 項及び附則第 1 1 条の改正規定並びに次条第 3 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 1 1 条に係る部分に限る。）の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(5) 第 1 条中流山市税条例第 3 2 条第 5 項及び附則第 3 条の 4 の改正規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

(6) 第 1 条中市税条例第 4 9 条の 3 及び第 4 9 条の 5 の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 2 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 条の 2 の 3 の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 6 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 2 条第 5 項及び附則第 3 条の 4 の規定は、平成 2 9 年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 8 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第 3 3 条の 4 及び附則第 1 6 条の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、

平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 5 条の 3 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第 5 条の 3 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 5 条の 3 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 5 条の 3 第 5 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 3 7 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 5 条の 3 第 6 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 3 8 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 5 条の 4 第 10 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 74 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 11 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則

第 11 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 74 条及び新条例附則第 11 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 74 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例附則第 11 条の表以外の部分	第 74 条	流山市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年流山市条例第 10 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 74 条
新条例附則第 11 条の表第 74 条第 2 号アの項	第 74 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 74 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日をもって施行されたことに伴い、平成26年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、平成26年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第30項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第30項」とする。

議案第 30 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市思井福祉会館の管理を指定管理者に行わせるためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項に次の1号を加える。

（11）流山市思井福祉会館

第5条の3第1項第2号中「及び流山市野々下福祉会館」を「、流山市野々下福祉会館及び流山市思井福祉会館」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市思井福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市思井福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前に受けた流山市思井福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第5条の3第1項第3号の規定によりなされた許可とみなす。

議案第 31 号

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 高齢者福祉センター森の倶楽部に新たな施設として、多目的
室及びレストランを追加し、及び位置を明確にするためである。

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する
条例（昭和47年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (7) 多目的室
- (8) レストラン

第3条中「流山市大字東深井986番地の1」を「流山市大字東深井
989番地」に改める。

第5条に次の1号を加える。

- (6) 前各号に掲げる事業を効果的に達成するために行う事業

第6条第1項中「に森の倶楽部」の次に「(第2条第2項第8号に規
定するレストランを除く。)」を加える。

第11条第1項中「森の倶楽部」の次に「(レストランを除く。以下
同じ。)」を加える。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、レストランの使用について準用する。この場合にお
いて、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「森の倶楽部の
使用を許可しないこと」とあるのは「レストランの使用を制限し、又
は停止すること」と読み替える。

第13条第2項中「前項」を「前項及び前条第2項の規定により読み
替えて適用される同条第1項」に改める。

別表中

「

施設	大広間 機能回復訓練室 娯楽談話室 図書室 生活・健康相談室 ミーティングルーム	無料（第10条第2項に規定 する者（60歳以上の市外居 住者に限る。）に該当するとき は、1人当たり100円とす る。）
----	---	--

」

を

「

施設	大広間 機能回復訓練室 娯楽談話室 図書室 生活・健康相談室 ミーティングルーム 多目的室	無料（第10条第2項に規定する者（60歳以上の市外居住者に限る。）に該当するときは、1人当たり100円とする。）
----	---	--

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第 32 号

流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
流山市歯と口腔の健康づくり推進条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにするためである。

流山市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりについて、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育等関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 流山市歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯と口腔の健康に係る保健指導の業務に携わる者をいう。
- (2) 教育等関係者 教育、保健、医療及び福祉の関係者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防等市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、乳幼児期から高齢期までを通じて最適な歯と口腔の保健サービス及び医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携して行わなければならない。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、市が実施する歯と口

腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 歯科医師等は、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するに当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携するよう努めなければならない。

(教育等関係者の役割)

第6条 教育等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の年齢階層、心身等の状況に応じて、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策を活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(主な施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための主な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民が歯科健康診査、保健指導、健康教育等の必要な歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境の整備及び当該保健サービスの普及啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに歯科医師等、教育等関係者の連携体制の構築に関すること。
- (3) 子どもの心身の健全な成長に重点を置いた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 子どもから高齢者まで生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 食育の推進を通じた歯と口腔の健康づくり及び健全な食生活のサポートに関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に

関すること。

(計画の策定等)

第 9 条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるものとする。

(財政上の措置等)

第 10 条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 たけの子ルームを廃止し、向小金小学校内に向小金小学校区
第1学童クラブ及び向小金小学校区第2学童クラブを設置し、
並びにおおたかの森小学校内におおたかの森小学校区学童クラ
ブを設置するためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中たけの子ルールの項を削り、同表に次のように加える。

向小金小学校区第1学童クラブ	流山市向小金3丁目149番地の1
向小金小学校区第2学童クラブ	流山市向小金3丁目149番地の1
おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市市野谷621番地の1

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブ（向小金小学校区第1学童クラブ、向小金小学校区第2学童クラブ及びおおたかの森小学校区学童クラブに限る。以下同じ。）に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 34 号

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の制定
について

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例を別紙のと
おり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公の施設として流山市おおたかの森センターを設置し、その
管理を指定管理者に行わせるためである。

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、地域の活性化に資するため、住民の相互の交流の拠点として、流山市おおたかの森センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 センターの位置は、次のとおりとする。

流山市市野谷621番地の1

(指定管理者による管理)

第4条 市は、センターの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (2) 第8条に規定する使用の許可に関すること。
- (3) 第9条に規定する使用の制限に関すること。
- (4) 第10条（第3項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。
- (5) 第13条に規定する模様替え等の許可に関すること。
- (6) 第14条第2項に規定する原状回復の執行及び費用の徴収に関すること。
- (7) 第16条に規定する利用料金の収受、減額及び免除に関すること。
- (8) 第17条に規定する利用料金の還付に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第 6 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 7 条 センターの休館日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第 8 条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用を許可しないものとする。

(1) その使用が、センターに併設される学校における学校教育又は学校施設の管理に関し支障があるとき。

(2) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その使用が、センターの設置の目的に反すると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第 10 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第 8 条第 2 項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用が禁止されたことにより使用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

3 市長は、公用又は公益上の必要性その他やむを得ない理由があるときは、第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(使用期間)

第11条 施設等は、同一の者が同一の施設等を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は施設等の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(模様替え等)

第13条 使用者が、施設等の使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第10条第1項の規定により、施設等の使用の許可の取消し又は使用の禁止があったときを含む。)は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第16条 使用者は、別表に定める施設等を使用するときは、当該使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第8条第1項の規定により許可を受けた使用期日(以下「使用期日」という。)までに支払わなければならない。

3 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用を許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に支払期日を指定することができる。

4 利用料金の額は、別表に定める額(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定め

る。

5 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

6 指定管理者は、規則で定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき。

(2) 第10条第3項の規定により、使用の許可を取り消されたとき。

(3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(販売行為等の禁止)

第18条 センターの施設及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者がセンターの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 センターの使用等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表(第16条関係)

おおたかの森センター利用料金表

1 施設利用料金

使用単位 使用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
ホール	平日	円 2,466	円 2,466	円 2,466	円 2,466
	休日	3,084	3,084	3,084	3,084
会議室 1		615	615	615	615
会議室 2		771	771	771	771
会議室 2 を 2 分割して使用する場合の 1 室		385	385	385	385

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間 30 分につき、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）に 6 分の 1 を乗じて得た額を規定利用料金に加えた額とする。
- 2 使用者が 1,000 円を超える入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金（前項の規定が適用される場合は、同項の規定の適用後の利用料金とする。）に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- 3 施設の利用に当たり第 18 条ただし書の規定により市長の許可を受けて物品の販売その他これに類する行為を行う場合の利用料金は、規定利用料金（第 1 項又は前項の規定が適用される場合は、第 1 項又は前項の規定の適用後の利用料金とする。）に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 4 流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。ただし、前 3 項の規定のいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して加算される額と規定利用料金との合算額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 5 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和

23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、平日とは、休日以外の日をいう。

2 附属設備利用料金

品名	単位	区分	利用料金
ポータブルステージ	1台	1回	108円
プロジェクター	1台	1回	216円
スクリーン	1台	1回	108円
マイクロフォン	1本	1回	108円

備考

- 1 回の使用時間は、1 施設利用料金の表に定める使用単位を各1回とした時間とする。
- 利用料金については、この表に定めるもののほか、1 施設利用料金の表の備考第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は利用料金については、1 施設利用料金の表備考第1項中「6分の1」とあるのは「5分の1」とする。

議案第 35 号

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市立中央図書館の分館として、流山市立おおたかの森子
ども図書館を設置し、同図書館の管理を指定管理者に行わせる
ためである。

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市立図書館設置等に関する条例（昭和53年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「図書館」を「流山市立中央図書館」に改め、同項の表に次のように加える。

流山市立おおたかの森子ども図書館	流山市市野谷621番地の1
------------------	---------------

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 流山市立おおたかの森子ども図書館

別表第1中「同条第2項」を「第2項」に、

「

「

流山市立木の図書館

を

流山市立木の図書館

流山市立おおたかの森子ども図書館

に

」

」

改める。

別表第3の備考第2項中「規定による」を「規定の適用後の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山市立おおたかの森子ども図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立おおたかの森子ども図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 37 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消防法施行令の一部改正により、対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準が改められたことから、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合に、消火器の準備を義務付けるためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和 37 年流山市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。

第 19 条第 2 項中「第 9 号」を「第 9 号の 2」に改める。

第 21 条第 2 項及び第 22 条中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 9 号の 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

市道路線の認定について

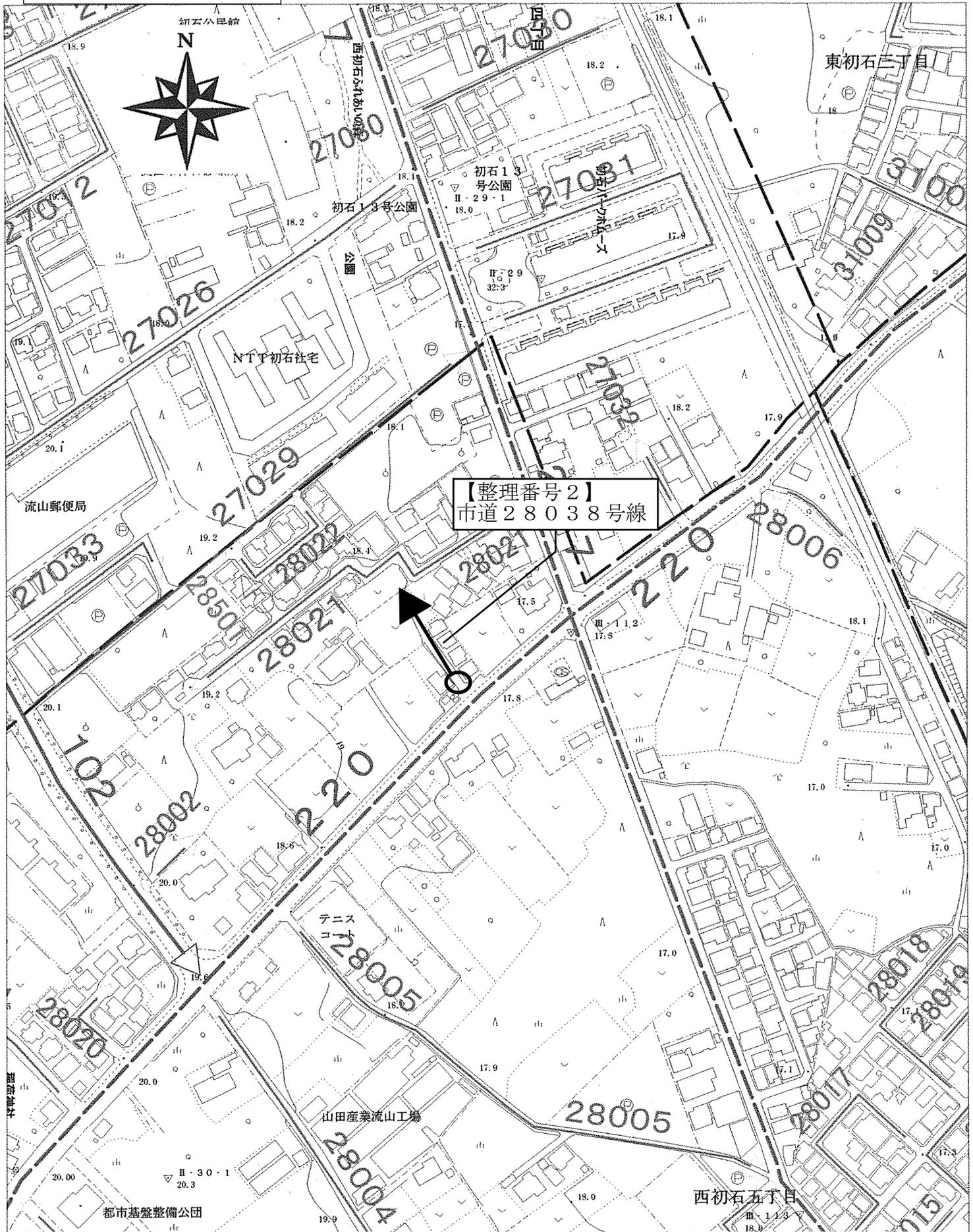
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成26年6月5日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	10024	江戸川台西3丁目区画24 号線	江戸川台西3丁目38番38	
			同 所同番33	
2	28038	西初石5丁目区画38号線	西初石5丁目4番46	
			同 所同番50	
3	71095	名都借区画95号線	名都借字笹堀込952番4	
			同 所953番1	
4	84080	向小金区画80号線	向小金2丁目441番3	
			同 所423番1	

市道路線認定図

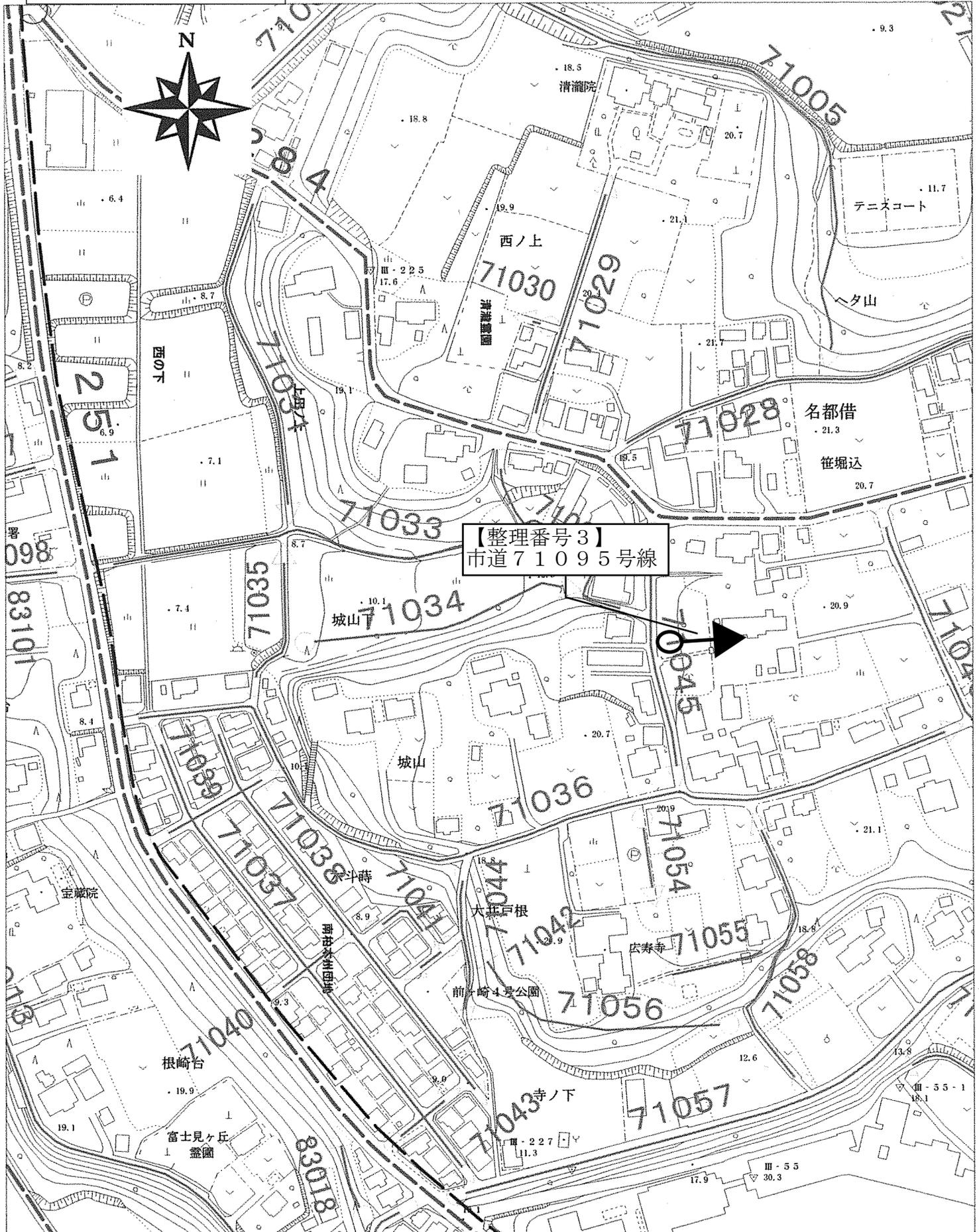


【整理番号2】
市道28038号線



整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	28038	西初石5丁目区画38号線	74.83m	-m	74.83m	4.50~5.00m

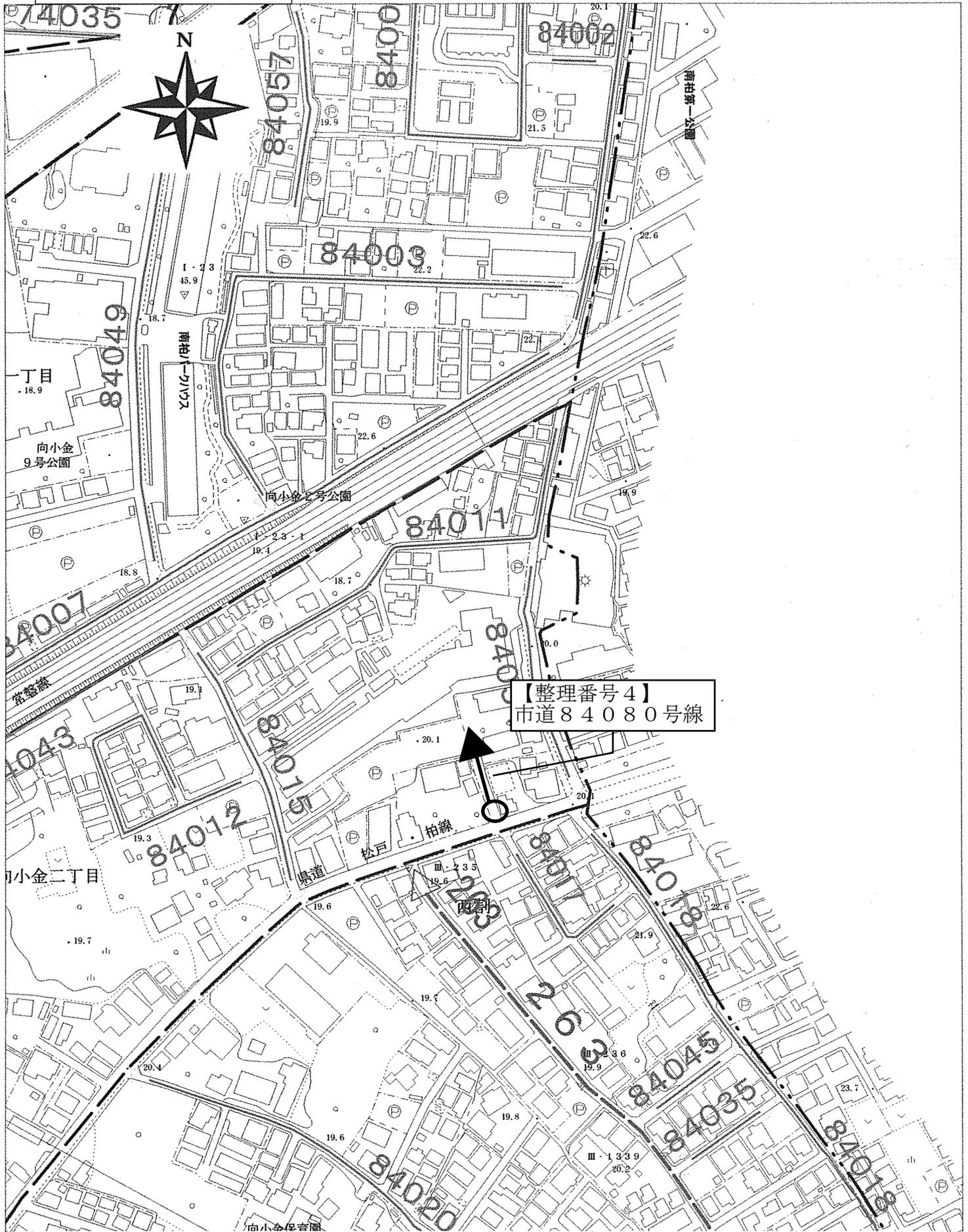
市道路線認定図



【整理番号3】
市道71095号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
3	71095	名都借区画95号線	55.72m	-m	55.72m	6.00~9.00m

市道路線認定図



【整理番号4】
市道84080号線

整理番号	路線番号	路線名	参考事項(図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
4	84080	向小金区画80号線	53.85m	-m	53.85m	5.00~9.00m

報告第 3 号

継続費繰越計算書について

平成25年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の	平成25年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
8	土木費	3 河川費	7,884,000	2,760,000		2,760,000	800,000	1,960,000	1,960,000	1,960,000			
8	土木費	3 河川費	7,247,000	2,113,000		2,113,000		2,113,000	2,113,000	2,113,000			
8	土木費	4 都市計画費	5,071,270,000	835,260,000	250,000,000	1,085,260,000	254,830,000	830,430,000	830,430,000	109,510,000	国庫支出金 265,220,000	市債 455,700,000	
9	消防費	1 消防費	49,225,000	7,939,000		7,939,000	4,416,000	3,523,000	3,523,000	1,823,000		市債 1,700,000	
10	教育費	5 社会教育費	286,570,000	52,496,000		52,496,000	25,779,000	26,717,000	26,717,000	4,117,000		市債 22,600,000	
10	教育費	5 社会教育費	49,388,000	9,047,000		9,047,000	4,443,000	4,604,000	4,604,000	1,704,000		市債 2,900,000	
合計			5,471,584,000	909,615,000	250,000,000	1,159,615,000	290,268,000	869,347,000	869,347,000	121,227,000	265,220,000	482,900,000	

報告第 4 号

繰越明許費繰越計算書について

平成25年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成25年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
2	総務費	1 総務管理費	円	円	円	円	円	円
		通学路防犯灯設置事業	10,000,000	10,000,000		国庫支出金 5,000,000	市債 5,000,000	
3	民生費	1 社会福祉費	115,113,000	104,293,000			市債 78,400,000	25,893,000
		2 児童福祉費	9,577,000	9,577,000				9,577,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	17,305,000	17,305,000				17,305,000
		道路維持補修事業	17,305,000	17,305,000				
		道路用地管理事業	2,200,000	2,200,000				2,200,000
		市道前ヶ崎・向小金1号道路拡幅事業	6,743,000	6,743,000		国庫支出金 3,630,550	市債 2,600,000	512,450
		名都借跨線橋道路拡幅改良事業	9,006,000	9,006,000		国庫支出金 2,860,000	市債 2,100,000	4,046,000
		区画道路改良事業	9,945,000	7,995,207				7,995,207
		橋りょう補修事業	1,838,000	1,838,000	負担金 427,500	国庫支出金 981,000		429,500
	4	都市計画費	33,990,000	30,447,381				30,447,381
		運河駅東口周辺市街地整備事業	33,990,000	30,447,381				
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理 国費対象市負担事業	170,070,000	125,752,885			市債 113,100,000	12,652,885

		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理 単独費負担事業	63,676,000	25,267,565				25,267,565
		木地区一体型特定土地区画整理国費対象市 負担事業	78,136,000	70,371,000			市債 63,300,000	7,071,000
		都市計画道路3・3・28号中駒木線道路 改良事業	179,397,000	56,721,000		国庫支出金 21,900,000	市債 19,700,000	15,121,000
		新市街地地区公園施設新設事業	117,700,000	117,700,000		国庫支出金 46,516,000	市債 41,800,000	29,384,000
		西平井・鱈ヶ崎地区公園施設新設事業	14,856,000	14,856,000		国庫支出金 4,830,000	市債 8,600,000	1,426,000
9	消防費	1 消防費						
		南消防署建設事業	2,685,000	2,685,000				2,685,000
		防火水槽整備事業	17,172,000	17,172,000		国庫支出金 8,586,000	市債 8,500,000	86,000
10	教育費	2 小学校費						
		小学校校舎等外壁改修事業	74,196,000	74,196,000		国庫支出金 15,888,000	市債 58,000,000	308,000
		小学校校舎等建設事業	126,360,000	126,360,000		国庫支出金 32,979,000	市債 63,100,000	30,281,000
		小学校プール改築事業	209,175,000	209,175,000		国庫支出金 20,444,000	市債 185,000,000	3,731,000
		3 中学校費						
		中学校エアコン整備事業	834,158,000	834,158,000		国庫支出金 111,134,000	市債 722,000,000	1,024,000
		中学校校舎等外壁改修事業	25,380,000	25,380,000		国庫支出金 8,544,000	市債 16,800,000	36,000
		5 社会教育費						
		発掘調査の整理・報告書刊行事業	2,308,000	2,307,555				2,307,555
合 計			2,130,986,000	1,901,506,593	427,500	283,292,550	1,388,000,000	229,786,543

報告第 5 号

事故繰越し繰越計算書について

平成25年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成25年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源		
									国 支 出	県 金			そ の 他
8	土木費	2 道路橋 りょう 費	寄附道路用地取得事業	494,886	259,686	235,200	235,200					235,200	関係する地権者との境界確認作業に不測の日数を要したこと から、履行期間の延長をして業務 を遂行していたところであるが、 登記を行うに当たり法務局に事前 協議をしたところ、現地と公図の 相違については、地図訂正を申し 出て同時処理するよう指示があり、 利根運河を管轄する国土交通省と の境界確認作業を行い、登記申請 に向けたが、法務局の年度末の事 情により履行期間中に完了ができ ないため、事故繰越しするもの
10	教育費	2 小学校 費	新市街地地区小学校建設事業	15,433,000	7,508,000	7,925,000	7,925,000			市債 5,400,000	2,525,000		都市再生機構における工事が、 大雪の影響や施工計画の変更によ り、平成26年度に一部繰り越され たことから、事故繰越しするもの
10	教育費	3 中学校 費	新市街地地区中学校建設事業	11,761,000	5,721,000	6,040,000	6,040,000			市債 4,100,000	1,940,000		都市再生機構における工事が、 大雪の影響や施工計画の変更によ り、平成26年度に一部繰り越され たことから、事故繰越しするもの
合 計				27,688,886	13,488,686	14,200,200	14,200,200			9,500,000	4,700,200		

報告第 6 号

継続費繰越計算書について

平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成25年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2	土地区画整理事業費	2 鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業	580,692,000	60,350,000		60,350,000	24,350,000	36,000,000	36,000,000	一般会計繰入金 18,000,000	国庫支出金 18,000,000		
合計			580,692,000	60,350,000		60,350,000	24,350,000	36,000,000	36,000,000	18,000,000	18,000,000		

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について

平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 金額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
2	1	土地区画整理事業 (道路詳細設計等業務委託)	21,044,000	21,044,000	21,044,000			
		土地区画整理事業 (盛土造成工事及び道路築造工事)	235,945,000	204,351,047	74,081,047	130,270,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	72,043,000	71,612,010	71,612,010			
		土地区画整理事業 (家屋移転補償)	180,466,000	173,154,200	163,838,200	9,316,000		
2	2	土地区画整理事業 (盛土等実施設計等業務委託)	29,948,000	29,639,000	24,639,000	5,000,000		
		土地区画整理事業 (盛土造成工事及び道路築造工事)	213,117,000	186,526,000	124,786,000	61,740,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	22,761,000	22,507,000	22,507,000			
		土地区画整理事業 (損失補償及び家屋移転補償)	206,363,000	206,363,000	119,413,000	86,950,000		
合計			981,687,000	915,196,257	621,920,257	293,276,000		

報告第 8 号

事故繰越し繰越計算書について

平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				明 説	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源		
									国 支 出	県 金			そ の 他
2	1	西平井・鯉ヶ崎地区土地区画整理事業費	円 358,000	円 358,000	円 358,000	円 358,000	円 358,000	円 358,000	円	円	円	円	公共下水道污水管きょ布設工事（西緒25-1）が平成26年2月8日及び同月15日の大雪により工事施工ができなかったことから、事故繰越しするもの
合 計			円 358,000	円 358,000	円 358,000	円 358,000	円 358,000	円 358,000					

報告第 9 号

繰越明許費繰越計算書について

平成25年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
2 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	365,000,000	242,400,000		国庫支出金 101,200,000	市債 141,200,000	
		手賀沼流域関連公共下水道整備事業	130,000,000	8,000,000	一般会計繰入金 8,000,000			
		地区内汚水整備事業	107,400,000	107,400,000		国庫支出金 9,600,000	市債 81,800,000 施行者負担金 16,000,000	
		西平井・鱈ヶ崎地区汚水整備事業	11,000,000	11,000,000			施行者負担金 11,000,000	
		地区内雨水整備事業	85,500,000	85,500,000		国庫支出金 17,500,000	市債 64,000,000 施行者負担金 4,000,000	
		向小金雨水幹線整備事業	18,305,000	1,080,000	一般会計繰入金 1,080,000			
合 計			717,205,000	455,380,000	9,080,000	128,300,000	318,000,000 市債 287,000,000 施行者負担金 31,000,000	

報告第 10 号

事故繰越し繰越計算書について

平成25年度流山市公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 越 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				明 説	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源		
									国 支 出	県 金			そ の 他
2	公共下 水道事 業費	公共下 1 水道事 業費	西平井・鱒ヶ崎地 区汚水整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	平成26年2月8日及び同月15日の大雪の影響で、地盤がぬかるみ、掘削作業に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったことから事故繰越しするもの
合 計			10,248,000	4,090,000	6,158,000	6,158,000	2,900,000	3,258,000 市債 2,900,000 施行者負担金 358,000					

報告第 11 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成25年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	江戸川台浄水場旧管理棟撤去及び場内整備工事	円 24,061,670	円	円 24,061,670	円 24,061,670	円	円	円	円	撤去工事で発生した騒音振動を抑制するための工法変更や場内の不明管の撤去工事により、本工事の年度内完成が困難となったため
	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	新市街地地区配水管拡張工事(H25-2工区)	49,350,000		49,350,000			49,350,000			区画整理事業施行者である都市再生機構発注の造成工事及び汚水、雨水等の下水道管敷設工事が遅延したことから、本工事の年度内完成が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事(H25-3工区)	61,845,000		61,845,000			61,845,000			区画整理事業施行者である都市再生機構発注の造成工事及び汚水、雨水等の下水道管敷設工事が遅延したことから、本工事の年度内完成が困難となったため
		西平井・鱈ヶ崎地区配水管拡張工事(H25-1工区)	38,718,000		38,718,000			38,718,000			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完成が困難となったため
		鱈ヶ崎・思井地区配水管拡張工事(H25-1工区)	23,101,200		23,101,200			23,101,200			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完成が困難となったため
合 計			197,075,870		197,075,870	24,061,670		173,014,200			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 水道事業費用	1 営業費用	江戸川台浄水場旧管理棟撤去及び場内整備工事	円 145,999,720	円	円 145,999,720	円 145,999,720	円	円	円	円	撤去工事で発生した騒音振動を抑制するための工法変更や場内の不明管の撤去工事により、本工事の年度内完成が困難となったため
合 計			145,999,720		145,999,720	145,999,720					

報告第 12 号

継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画について水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

平成25年度流山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成25年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度 通 次 繰越額	翌年度通次繰越額に 係る財 源 内 訳		翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するたな 卸資産の購入 限 度 額
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				当 年 度 損益勘定 留保資金	企業債	
1	資本的支出	1	建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			東部浄水場更新事業	789,250,000	120,000,000	120,000,000		120,000,000	120,000,000	120,000,000		
合 計			789,250,000	120,000,000		120,000,000		120,000,000	120,000,000	120,000,000		

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月3日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市民生活部防災危機管理課職員が自主防災組織設立に係る資機材納品の立会いを終え、帰庁のため公用車を駐車していたマンションの敷地から出そうとしたところ、当該敷地内に設置されていたポールに衝突したことによる当該ポールの物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成25年11月27日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成26年3月3日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 75,936円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月17日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 中央消防署職員が傷病者の救急搬送で三郷市内の病院に向かうため救急自動車を運転し、道路端に待避していた相手方車両の横を通過しようとしたところ、当該車両のミラーに救急自動車が接触したことによる当該車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成25年9月23日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山8丁目1343番地先 |
| 4 | 相 手 方 | （所有者）東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
興銀オートリース株式会社
（使用者）東京都港区海岸二丁目4番2号
株式会社アサヒセキュリティ |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成26年3月17日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 7, 1 4 0 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部秘書広報課職員がタウンミーティングを終えて公用車（市が賃借している自動車）に乗車し、南流山センターの駐車場から出ようとしたところ出入口のポールに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成25年12月21日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山3丁目3番1地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成26年4月1日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 47,775円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年4月28日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部図書・博物館職員が杜のアトリエ黎明におけるアンケートを回収するため公用車（市が賃借している自動車）を運転し後進させ、一茶双樹記念館・杜のアトリエ黎明駐車場に駐車しようとしたところ側溝に脱輪し、隣家の塀に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成26年2月4日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山6丁目559番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成26年4月28日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 132,216円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年5月13日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 都市計画部建築住宅課職員が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づくパトロールのため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、道路を後進しようとしたところ、道路上の電柱に衝突したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成25年10月28日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市松ヶ丘5丁目711番71地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成26年5月13日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 106,781円 |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月5日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市道の管理瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市道上に生じた穴を市が緊急的に常温合材で補修した箇所を、相手方車両が当該相手方の敷地に進入する際に通過したところ、合材が当該車両に付着したほか、当該車両により付近に散らばっていた合材が跳ね上げられ、当該車両を損傷させた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成25年10月7日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石5丁目40番1地先
（市道 220号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市西初石5丁目40番地の1
有限会社アヴァンギャルド
取締役 白根 百合子 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和 解 成 立 年 月 日 | 平成26年3月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 84,000円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 事 件 名 | 市道上に生じた穴を市が緊急的に常温合材で補修した箇所を、相手方車両が当該相手方の敷地に進入する際に通過したところ、合材が当該車両に付着したほか、当該車両により付近に散らばっていた合材が跳ね上げられ、当該相手方の敷地内に展示されていた車両2台を損傷させた物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 平成25年10月7日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市西初石5丁目40番1地先
(市道 220号線) |
| 4 相 手 方 | 柏市新柏四丁目7番6号
株式会社ニーズセンター
代表取締役 押川 登 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和 解 成 立 年 月 日 | 平成26年3月20日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 168,000円 |

